

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、県は契約候補者と協議（企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議も含む。）を行い、協議が整った場合は契約候補者の企画提案内容に合わせ仕様書を修正のうえ、契約を締結する。

令和8年度彩の国ふれあいスポーツフェスティバル開催事業 業務委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度彩の国ふれあいスポーツフェスティバル開催事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年12月18日（金）

3 業務の目的・趣旨

県民総合スポーツ大会埼玉県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、健康で明るく豊かな県民生活を築くため、スポーツ・レクリエーションを広く県民の間に普及し、生涯にわたるスポーツ活動を一層活発化するという観点で事業を実施している。

本イベントは、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、県民誰もがスポーツの魅力を感じられるよう、多彩なスポーツの場を提供し、スポーツを通じた交流の促進と共生社会の実現を図るとともに、県民の体力の維持・増進及び障害者の社会参加の促進を目的として開催する。あわせて、スポーツを身近に体験できる機会を通じて、県民が日常生活の中でスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を広げ、生涯スポーツを一層、推進することを目的として実施する。

4 委託料の上限額

6,000,000円（税込）

5 令和8年度彩の国ふれあいピックの概要（予定）

- (1) 日程
令和8年10月3日（土） 10時00分～15時30分
- (2) 開催場所
熊谷スポーツ文化公園（埼玉県熊谷市上川上300）（以下、公園施設）
（彩の国くまがやドーム・にぎわい広場）
- (3) 主催
県民総合スポーツ大会埼玉県実行委員会
- (4) ターゲット
子供、高齢者、男女の別、障害の有無と程度に関係なく県民誰もが気軽に参加できるスポーツイベントを主なコンセプトとし、その中で障害者の体力維持、増進ならびに社会参加の推進及び働き世代・子育て世代への訴求を狙いとする。
- (5) 成果目標
集客数：1日計2,000人以上の参加、延べ体験者数5,250人以上
- (6) イベント構成
ア 全体
各種スポーツ・レクリエーション等の体験ブース及びPRブースを上記会場に

において企画・設営・運営する。

イ 体験ブースの実施

体験ブースは、以下の内容を取り入れて実施する。

- ・パラスポーツ・デフスポーツ体験
- ・プロスポーツチームを主としたスポーツ体験
- ・ユニバーサルスポーツ体験
- ・アーバンスポーツ体験
- ・レクリエーションスポーツ体験

ウ PRブース、販売ブース、協賛企業ブースの実施

他者が主催するイベントや事業等のPRブース、キッチンカーや障害者団体の事業所が参加し商品を提供する販売ブース、協賛企業特典としての企業ブースを設置する。本ブースの企画及び調整は実行委員会が行う。

6 業務内容

本業務は、上記イベントにかかる企画運営及び実施に係る業務委託である。イベントに係る最終的な意思決定権は県民総合スポーツ大会埼玉県実行委員会（以下、実行委員会）に帰属する。

(1) 業務管理

本事業は、以下の業務で構成する。

ア 基本方針の策定

本業務全体の運営に係る基本的な方針、開催における成果目標等の実施計画を策定し、契約締結後、速やかに実行委員会に示すこと。

イ 体制整備

(ア) 本業務を実施するにあたり、業務に精通した責任者（以下「業務責任者」という）を定めた上で、業務実施体制を明らかにすること。

(イ) 業務責任者は、スタッフを統括、指導、支援することができる知識、経験、マネジメント能力等を有し、本業務を企画・運営・統括すること。その他業務上必要と思われる業務に従事すること。

(ウ) 業務責任者または担当スタッフは、実行委員会との連絡調整、進捗状況に関する報告、その他業務上必要と思われる業務に従事すること。

(エ) 実行委員会が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

ウ スケジュール作成

契約確定後から契約期間終了までの業務スケジュールを契約締結後、速やかに示すこと。

エ 業務の進捗管理

業務スケジュールに基づき、進行管理を行うこと。

受託期間中は定例ミーティングを開催し、進捗の報告や検討事項を実行委員会へ報告・提案し、指示を仰ぐこと。定例ミーティングの頻度については、業務の進捗状況に応じて実行委員会と協議して決定する。また、定例ミーティング実施後は速やかに議事録を作成の上、実行委員会へ提出すること。

オ 実績報告書の作成・提出

イベント参加人数やイベント企画、準備状況について報告書を作成し提出すること。

(2) イベントの企画・調整・運営

ア イベント企画・実施調整

上記3の趣旨・目的に沿って、上記5のイベントを企画し、実施に向けた調整を行うこと。なお、イベント実施内容については事前に実行委員会と協議の上最終決定とすること。

(ア) スポーツ体験内容・企画について（提案項目）

実施種目はイベント全体で25～30種目とする。なお、5ブース程度は、実行委員会が企画・調整をして実施するため、受託者の提案種目数は、20～25種目とする。

本イベントの各スポーツ体験ブースの内容等について、提案項目は以下のとおりとする。なお、提案時には令和7年度彩の国ふれあいピック（秋季大会）及びスポーツフェスティバル 2025in 熊谷の採択種目を参考とすること。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/270480/reafret.pdf>)

提案項目	備考
提案種目数	20～25種目 パラスポーツ・デフスポーツは計8～10種目とする
実施内容	以下のスポーツを実施すること。 なお、提案時には、各体験ブースのターゲット層や体験ブースを設定した趣旨を明確にすることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・パラスポーツ・デフスポーツ体験 ・プロスポーツチームを主としたスポーツ体験 ・ユニバーサルスポーツ体験 ・アーバンスポーツ体験 ・レクリエーションスポーツ体験

- ・ 各スポーツ体験ブースの出展に係る運営経費（熊谷スポーツ文化公園施設備品費を除く）については、180万円程度を想定している。
- ・ 実行委員会が企画・調整をして実施するブースの内容は、現時点で未定である。なお、本ブースの運営等に係る費用は実行委員会が負担する。

(イ) その他企画について（提案項目）

(ア) のスポーツ体験ブース以外の企画については提案項目とする。

(ウ) 追加で実施可能な企画や参加者増のための取組があれば実行委員会に提案すること。特に、参加者の満足度が上がるもの、障害者と健常者が分け隔てなく共生できる空間及びブースの設置について、検討すること。

イ 会場内配置計画等について

(ア) 上記アにおいて企画検討した内容について、委託者において会場内における配置の検討及びそれに伴う関係者との諸調整を行うこと。

(イ) イベント当日の運営にあたっては、受託者において総合受付機能（本部）、救護所、その他必要な機能を有する窓口の配置を計画すること。

(ウ) 各体験ブースの配置方法や区分けの方法、参加者及びスタッフの動線等について参加者の安全に十分に配慮の上計画すること。

ウ 関係者との調整業務について

- (ア) 受託者において、上記アにおいて決定した体験ブースや企画を実施する諸団体の選定及びイベント実施に向けた調整を行うこと。
- (イ) 県内プロ・トップスポーツチームに相談をする際は実行委員会が当初の窓口となるため、実行委員会に相談すること。実施に向けた調整については受託者が行うものとする。県内プロ・トップスポーツチームへの協力金の予算額は1団体あたり10万円を見込むものとする。

エ 人員配置計画について

- (ア) イベント当日の全体の人員配置計画について、受託者において計画すること。計画に当たっては事前に実行委員会と協議の上決定すること。
- (イ) 当日のスタッフや来場者等の救護対応のため、看護師を2名以上配置する。看護師の派遣調整及び費用負担については、実行委員会において行う。受託者においては、救護所となるエリアを会場内で設けること。
- (ウ) イベント会場の安全かつ円滑な運営を図り、会場内の警備、巡回、来場者の案内・誘導・呼び込みを行うため、各所に適正な人員を配置すること。また、公園利用者の安全かつ円滑な利用を妨げないよう、熊谷スポーツ文化公園駐車場（主にP5・P6・P7）について警備員を適切な人数配置すること。そのほか、関係者の搬入車両の誘導等についても受託者において対応する。

オ イベント当日の運営業務等について

- (ア) 当日の運営マニュアルを作成すること。運営マニュアルには、スケジュール、役割分担、業務手順、緊急時の対応想定等を記載すること。
- (イ) イベント当日の運営にあたっては、総合本部を設け、受託者において全体の進行管理を行うこと。また、参加者の受付のため、受付所を設け、案内、アンケートなどを行うこと。
なお、参加者の受付方法等について、円滑に行う手段・方法等があれば企画提案時に積極的に提案すること。（提案事項）
- (ウ) 各体験ブース等については、実施団体が各ブースの運営を行うものとする。受託者において、ボランティアの配置等、各団体が安全に運営できるようサポートを行うこと。なお、ボランティアの募集は実行委員会が行う。
- (オ) 参加者が多くのスポーツを体験できるよう、各体験ブースのスタンプラリーを実施する等の仕掛けを提案すること（提案事項）。
- (カ) 各体験ブースの内容によって、整理券の配布や事前予約制の実施など参加者が滞りなく体験できるよう工夫を施すこと。
- (キ) 全体の入場者数・各体験ブース体験者数の集計を行うこと。集計方法等について効率的な方法があれば提案すること。なお、各ブース運営団体やボランティアに必要な集計作業等依頼することは差し支えないが、最終的な集計は受託者において実施すること。
- (ク) 参加者には受付を行ったかどうかの確認方法としてリストバンド等の参加者証等の配布を行うこと。なお、その他の効果的な確認方法があれば実行委員会と協議の上、実施すること。

(3) 会場・運営機材・設営等

ア 調整業務

- (ア) 公園施設管理者との会場使用に関する諸調整
イベントの実施に関して、公園施設管理者および他の施設使用者と必ず諸調整を行うこと。なお、公園施設管理者との調整については、実行委員

会を窓口として実施し、受託者が必要な資料の準備や検討を行うものとする。現地調査が必要な場合は対応すること。公園施設にかかる会場利用許可申請、備品の借用手続きについては、実行委員会と受託者において調整の上、受託者が必要書類等を準備し、実行委員会が申請等を行うものとする。

(イ) 行政機関との調整

イベントの内容に応じて必要となる施設及び設備に関する建築基準法、消防法をはじめ各種関係法令等の調整を行うこと。申請に際しては、事前に実行委員会の確認を受け、必要に応じて受託者が申請手続を行うこと。

イ 会場装飾・設営について

本イベント実施に必要な運営機材等の各諸経費については受託者において負担すること。ただし、熊谷スポーツ文化公園内施設に係る会場使用料、および同公園有料の付帯設備使用料は実行委員会において負担する（有料設備の使用内容については事前に実行委員会の了解を得ること）。前日設営が必要な場合にも同様とする。

(ア) イベント前日及び当日の会場設営内容について事前に計画し会場設営を行うこと。事前に計画について実行委員会及び公園施設管理者の確認を受けること。

(イ) 各体験ブースの運営に必要な機材の設営と撤収を行うこと。また、各体験ブースに必要な機材等（机・椅子等）の必要個数などの調整を各体験ブース運営団体と調整すること。

(ウ) 会場参加者の動線、安全確保に必要な柵やネット等を用意すること（熊谷スポーツ文化公園の備品を借用することは差し支えない）。

(エ) メイン会場である彩の国くまがやドーム内については、公園施設音響設備を使用すること。にぎわい広場会場には音響設備（スピーカー2台以上）を設置すること。イベント会場では、BGM等を流し、明るい雰囲気演出すること。

(オ) 上記機材、装飾物の搬入、設営、設定、撤収および会場の原状回復を行うこと。それにあたり必要な公園施設管理者との調整を行うこと。

7 その他

(1) 本業務に係る一切の経費は、全て委託金額に含むこと。なお、本仕様書に記載がない事項で費用が発生する事項等については必ず企画提案時に提案すること。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、公園施設の利用者規定、利用者遵守事項、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 事故、天災又は感染症の流行等により、委託業務に著しい影響を与える事情が生じたときは、実行委員会と協議の上、事業内容を変更すること。

(4) 事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。

(5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

- (7) 受託者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、これを事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に関して疑義を生じた事項は、実行委員会と協議の上、対応すること。
- (9) 成果物に関する権利の帰属
- ア 受託者は、本業務に係る記事、動画、写真等の成果物が第三者の所有権、著作権、肖像権等を侵害しないよう留意すること。
- イ 受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。また、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら実行委員会及び埼玉県のためを帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。
- ウ 本業務において作成した記事、動画、写真等の成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、実行委員会から受託者に対し対価が完済されたときに受託者から実行委員会に移転するものとする。ただし、受託者又は第三者が従来から権利を有している固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者又は当該第三者に留保するものとし、この場合、実行委員会及び埼玉県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- エ 受託者は、実行委員会及び埼玉県に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- オ 成果物は、実行委員会及び埼玉県が自由に二次利用（加工。ホームページへの掲載等）できるものとする。
- カ 第三者への使用許諾は、埼玉県のスポーツの普及・裾野拡大に資し、適当と認められる場合に限り、実行委員会又は埼玉県が行うものとする。
- (10) 個人情報の取得・保護・管理等
- ア 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- イ 受託者は、本業務に関わる者に対して、必要な個人情報の保護に関する研修等を実施するなど認識を徹底すること。
- ウ 受託者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び被害者への対応等について直ちに報告すること。
- (11) 本仕様書に定める事項のほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。